

平成28年12月19日

審査庁

天理市長 並 河 健 様

天理市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 川 崎 祥 記

個人情報開示請求に対する決定に係る審査請求について（答申）

平成28年10月13日付け天審第2号で諮問のあった下記の事件について、別紙のとおり答申します。

記

個人情報開示請求に対する決定（不存在決定）に係る審査請求についての諮問事件

答 申

第1 審査会の結論

口頭意見陳述を含め、審査請求人及び実施機関から天理市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提出された全ての資料を総合的に判断した結果、審査会の結論は以下のとおりである。

天理市長が平成28年9月14日付け天社第1184号「社会福祉課が保有する公文書に私の氏名、情報が記載されているものすべての開示」で審査請求人に対し、対象となる個人情報を保有していない通知を行ったことについて、個人情報開示請求の対象となる審査請求人の個人情報が記載されている公文書は存在しないとした決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成28年9月6日、天理市個人情報保護条例（平成15年12月天理市条例第40号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、天理市長（以下「実施機関」という。）に対し、条例第18条の規定により、「社会福祉課が保有する公文書に私の氏名、情報が記載されているものすべての開示」の個人情報開示請求を行った。

2 実施機関の決定

平成28年9月14日、実施機関は、対象となる個人情報を保有していないため不存在として決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年9月16日、上記個人情報開示請求に対する決定（不存在決定）の処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定に基づき、実施機関に対し、自己情報の開示を求める審査請求を行った。

4 諮問

平成28年10月13日、実施機関は、条例第26条第1項の規定に基づき、審査会に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨及び意見

1 審査請求の趣旨

審査請求は、対象となる個人情報に記載されている公文書の開示決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書について

民生委員の会議で審査請求人の名前があがったり、職員が親族の家までおしかけたり、また、相談員が文書があるといったため、対象となる個人情報が記載されている公文書が存在しないとは考えられない。

(2) 意見書について

- ・近隣住民とのトラブルと相談員の支援との関係性がまったくみいだせず、社会福祉課は数年前から近隣トラブルについて認識していることから、それに伴う個人情報を社会福祉課が保有しており、審査請求人の個人情報が記載されている公文書は存在しないという論旨は通用しない。
- ・民生委員の会議で審査請求人の名前があがっていることについて、民生委員の会議で近隣トラブルが大事になり、社会福祉課もトラブル解決に動かざるをえなくなった。そのために社会福祉課にとって審査請求人の個人情報が必要不可欠になる。
- ・社会福祉課は審査請求人の個人情報等を保有しており、決裁された文書の存否は不明であるが、個人情報を記録したもの（メモ用紙、ふせん等のようなものまで当然含む）が存在し、それが天理市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書に該当するため、天理市個人情報保護条例第15条に基づき自己情報の開示を請求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書及び口頭意見陳述において説明している本件処分の理由

は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明書について

- ・相談員が審査請求人を訪問した理由は、話を聞いて何か支援ができればという思いからであり、相談員が審査請求人の親戚の家を訪問したことも、協力依頼のためである。
- ・民生委員の会議は、市内6地区でそれぞれ月1回程度開催されており、日程の確認や研修、交流などの議案を話し合われている。民生委員の会議において、審査請求人の氏名があがったとは聞き及んでいない。
- ・相談員の文書があるとの発言について、審査請求人に対する支援の糸口を見つけるため、情報を手元に残していたに過ぎない。民生委員の会議においても報告などの予定もないため、公文書を作成していない。仮に相談員が何らかの記録があると発言していたとしても、「公文書」に該当するようなものとは考えていない。
- ・以上のことから、審査請求人に係る個人情報に記載された公文書は存在しないとする決定を行った。

(2) 口頭意見陳述について

- ・平成28年10月24日付け、審査会からの参考資料の提出の求めに応じ、実施機関から提出された資料（以下「参考資料」という。）について、相談員が審査請求人への支援の糸口を見つけるために、審査請求人に対して訪問等を実施した内容を時系列に記したものである。
- ・参考資料について、審査請求人に対する支援をするに当たって、準備段階の個人で保管していた備忘録であり、社会福祉課長に報告するなど組織的に用いているものではないため、当該資料は公文書には該当しないとして、個人情報開示請求の対象となる審査請求人の個人情報が記載されている公文書は存在しないとする決定を行ったものである。

第5 審査会の判断の理由

審査会における審議は、開示請求又は訂正等の請求に対する実施機関の判断の適法性又は不当性について行われるものであり、当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

個人情報開示請求の対象については、条例第15条において「公文書に記録されている自己情報の開示の請求をすることができる」と規定されている。

また、「公文書」については、条例第2条第5号において「天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号）第2条第2号に規定する公文書をいう」と規定されており、同条例第2条第2号において「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものをいう。」と規定されている。

なお、「職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において事務上必要なものとして利用・保管・保存されている状態のものと考えられる。

口頭意見陳述を含め、審査請求人及び実施機関から審査会に提出された全ての資料を総合的に判断した結果、参考資料は、社会福祉課において相談内容の報告、供覧等の起案及び決裁の処理をしたものではなく、相談員が個人的な資料として時系列に整理したものであり、また、生活困窮者自立支援法による支援は、支援を必要としている者の申請が提出された後、自立支援計画に基づき行われるものである。

したがって、本件個人情報開示請求時点において、当該資料は天理市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書の定義である「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているもの」に該当しない。

以上のことから、本件個人情報開示請求に係る公文書は存在しないと判断する。

第6 結論

以上の事実及び理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

天理市情報公開・個人情報保護審査会審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成28年10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関から諮問を受けた。 ・実施機関から弁明書の提出を受けた。
平成28年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関から口頭意見陳述申立書の提出を受けた。
平成28年10月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・審査請求人から実施機関の弁明書に対する意見書及び説明資料の提出を受けた。
平成28年11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・事案の審議を行った。
平成28年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関に対して答申を行った。

天理市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属	備 考
あおき けいこ 青木 慶子	オフィス・アオキ代表	
あさかわ ちひろ 浅川 千尋	天理大学教授	※欠席
かわさき よしのり 川崎 祥記	弁護士	会長
なかじま たかし 中嶋 崇	アクト経営会計事務所 所長	
にしやま ひろし 西山 博志	奈良テレビ放送株式会社 ゼネラル・プロデューサー兼クロスメディア局長	副会長



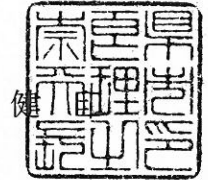
天審第2号

平成28年10月13日

天理市情報公開・個人情報保護審査会

会長 川崎 祥記 様

天理市長 並 河



個人情報開示請求に対する決定に係る審査請求について（諮問）

このことについて、天理市個人情報保護条例第26条第1項の規定により、下記のとおり諮問します。

記

- 1 審査請求に係る決定の対象となった個人情報の件名又は内容
社会福祉課が保有する公文書に私の氏名、情報が記載されているものすべての開示
- 2 決定の内容及び経緯
平成28年9月14日付け天社第1184号で請求人に対し、「社会福祉課が保有する公文書に私の氏名、情報が記載されているものすべての開示」について、対象となる個人情報を保有していない通知を行った。
- 3 審査請求の内容
民生委員の会議で私の名前があがったり、職員が親族の家にまでおしかけたりし、また、相談員が文書があるといったため、公文書が不存在であるとは考えられない。
- 4 添付書類
 - (1) 審査請求書の写し
 - (2) 個人情報開示請求書の写し
 - (3) 開示決定等の写し

(4) 処理簿の写し

(5) 弁明書の写し